

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	介護保険関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

磐田市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

静岡県磐田市長

公表日

令和2年6月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険法（平成25年法律第27号）及び市町村介護保険法（平成25年法律第27号）に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、要介護及び要支援の認定及び保険給付等に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び介護保険法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。</p> <p>①被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（介護保険法）</p> <p>②被保険者証又は認定証に関する事務（①及び③に掲げるものを除く。）（介護保険法）</p> <p>③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務（介護保険法第18条第1号、同条第2号又は同条第3号）</p> <p>④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（介護保険法第27条第1項、同法第28条第2項又は同法第29条第1項）</p> <p>⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（介護保険法第32条第1項、同法第33条第2項又は同法第33条の2第1項）</p> <p>⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（介護保険法第37条第2項）</p> <p>⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（介護保険法第50条又は同法第60条）</p> <p>⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務（介護保険法第66条）</p> <p>⑨保険給付の支払の一時差止めに関する事務（介護保険法第67条又は第68条）</p> <p>⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務（介護保険法第69条）</p> <p>⑪保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務（介護保険法第129条第1項又は同条第2項）</p>
③システムの名称	介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険関連ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>番号法第9条 番号法別表第一 項番68（介護保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務） 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条（介護保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務等）</p>
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条、第21条 <介護保険給付の支給及び徴収に関する事務> 番号法別表第二 事務欄が「介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収（に関する事務）」及び「介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入（に関する事務）」を含む項</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	高齢者支援課
②所属長の役職名	高齢者支援課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1 磐田市役所 広報広聴・シティプロモーション課 市民相談センター
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒438-8650 静岡県磐田市国府台57番地7 磐田市役所 高齢者支援課
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

